

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年6月28日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者

大阪広域水道企業団副企業長 松本 要一

大阪広域水道企業団管理規程第3号

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団運営協議会規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(役員)	(役員)
第3条 (略)	第3条 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 幹事 <u>10人</u>	(4) 幹事 <u>9人</u>
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。